

財務省告示第二十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成十九年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月二十六日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	初期利率の	適用利率	第二期以後の利率
個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第十七回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	額面金額で四千三百三十四億二千八百十七万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成十九年一月十五日	額面金額百円につき百円	年〇・八四パーセント		年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前行われた発行から償還までの期間が九

十一 初期利子

年五か月超の十年利付国債の直
近における割当額入札（当該開
始日の属する月に行われた入札
を除く。）の結果に基づき算出
された複利回りから、〇・八
〇パーセントを控除した率。た
だし、控除した率が〇・〇五パ
ーセントを下回るときは、その
率は〇・〇五パーセントとする
。

十二 第二期以後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{0.84}{100} \times \frac{1}{2}}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率

十三 償還期限
十四 償還金額
十五 払込期日
十六 払込場所
十七 中途換金

平成二十九年一月十五日
額面金額百円につき百円
平成十九年一月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十

の取扱い

の中途換金の特例

十八

年一月十五日以後において行う
こととし、その買取金額は、次の
算式により算出した金額とする。

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者が、死亡し
たときはその相続人が、又は
その居住する市町村（特別区を
含み、地方自治法（昭和二十二
年法律第六十七号）第二百五十
二条の十九第一項の指定都市に
あつては、当該市又は当該市の
区とする。）の区域において、
災害救助法（昭和二十二年法律
第十八号）による救助の行われ
る被災者が発生し、当該災害に
かかつたときには当該個人向け
国債を有する者が、平成二十年
一月十五日前であつても、当該
個人向け国債の中途換金を請求
することができるものとし、そ
の買取金額は、次の区分に応じ
、それぞれ別の算式により算出
た金額とする。

(一) 平成十九年七月十五日から
平成二十年一月十五日前まで
の間の場合

十九

元利金支
払場所

繰上金 + 繰上金に相当する
 の金額 - (初期利子に相当する
 の金額 + 経過利子に相当する
 の金額)
 (二) 平成十九年七月十五日前の
 場合
 繰上金 + 経過利子に相当する
 の金額 - 経過利子に相当する
 の金額
 日本銀行